

## 大台町議会議長交際費の支出に関する基準

(目的)

**第1条** この要綱は、議長又は議長から委任を受けた副議長が議会運営上の対外的活動において、相手方に対する相応の儀礼行為を行い、又は町議会を代表し円滑な交際を行う上で有益と認められる場合に支出する議長交際費の支出基準を定め、適切な執行を図ることを目的とする。

(支出対象)

**第2条** 議長交際費は、第3条各号に該当する場合に支出することができる。支出に当たっては内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ、必要最小限の金額となるよう常に努めなければならない。また、町との関連に留意し、適正に執行するものとする。

(支出区分)

**第3条** 交際費は、次の区分に基づき支出することができる。

- (1) 慶祝金 慶事・各種大会等の祝金
- (2) 弔慰金 葬儀・法要等の香料、供花、供物
- (3) 会費 各種団体が行う会議、会合、研修会等への参加に係る経費
- (4) 賛助金 各種大会、団体等の活動趣旨に賛同し支出する経費
- (5) 激励金 各種大会への出場及び行事等を実施又は参加する際の激励に係る経費
- (6) 接遇費 意見交換、折衝、情報収集、懇談又は来客等の接遇に係る経費
- (7) 手土産 各種行政視察等手土産に係る経費
- (8) その他 前各号に掲げるもののほか、議長が特に支出する必要があると認められるもの

(支出額等)

**第4条** 交際費は、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出することができる。

2 弔慰金の対象者及び金額等は、別表の範囲内とする。

(その他)

**第5条** この要綱に定めるもののほか、交際費の支出に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 別表

弔慰金の対象者	区分	対象者との続柄	金額
国会議員、県議会議員、 県知事、市町長	現職	本人	10,000 円と生花 2 段
(備考)			

## 附 則

(施行期日)

この基準は、令和 2 年 1 0 月 1 4 日から施行する。